

## 児童相談所の医師のお仕事紹介

愛知県の児童相談センター（児童相談所）で働く医師の役割やある1日のお仕事の流れをご紹介します。

### 児童相談所での医師の役割

児童虐待に対する世間の注目が高まる中、児童相談所における医師の役割を一言で表すのなら、「**子どもたちの生命を守ること**」これに尽きます。

そのために現在、児童相談所の医師として担う役割は以下のようなものがあります。

- ①一時保護した子どもたちを中心に子どもの身体的および精神的評価
- ②虐待ケースに対する見立てと対応へのアドバイス
- ③医療的観点からの保護者指導
- ④医療機関、保健所、市町村保健センター等との調整
- ⑤職員、関係者への指導、教育



虐待だからといって特別な知識、経験が必要ではありません。ジェネラルな医療知識と常識的な判断力、あとは子どものみならず人間に対する関心があれば十分です。最小限の児童精神の知識や経験は、仕事に従事しながら積み上げることも可能です。

児童虐待や障害児医療、発達障害等に興味、関心があれば、児童相談所はとても働き甲斐のある部署だと思います。

### ☆ 児童相談所の医師のある日の一日

9:00 前日夕方以降の通告、保護等があればチェック

9:30 援助方針会議（週に1度行われる1週間の子どもの動きを確認する全職員参加の会議。医師は所属児相以外の援助方針会議にも定期的に参加）

13:00 通告が入ったケースについての緊急受理会議

14:00 児童措置審査部会、里親審査部会等のほかに、市町村との役割分担、里親委託、職員研修等様々なテーマの会議に参加

16:00 17時から始まるSBS児の保護者との面接に向けて、担当職員と打ち合わせ。（SBS：揺さぶられっ子症候群）

17:00 SBS児の保護者との面接



※ このほかに週2回は保護所へ赴き、一時保護中の子どもの診察と必要に応じて投薬。病院からの虐待通告があれば、担当ワーカーと同道訪問。児童相談所職員あるいは市町村の関係職員等に対する教育的講義の実施。…等々、定期、不定期に担うこととなります。